保保発 0330 第 13 号
令和５年３月 30 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び
船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第23号）については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（令和５年２月１日保発0201第７号）において、令和５年４月１日に施行される旨通知されたところである。

これに伴い、「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月11日保保発0811第１号）について、別紙１のとおり改正することとしたので、その旨御了知いただくとともに、円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は令和５年４月１日以降の出産から適用することとする。

＜参考＞

別紙１：「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月11日保保発0811第１号）（新旧対照表）

別紙２：「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月11日保保発0811第１号）（改正後全文）

別紙１

「健康保険法施行令第 36 条における「保険者が定める金額」及び
船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月 11 日保保発 0811 第１号）
新旧対照表

（下線部が改正箇所）

改正後	現行
記 （略） また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第23号）の施行に伴い、令和５年４月１日以降の出産（在胎週数第22週以降の出産に限る）に係る出産育児一時金については、健保令第36条又は船保令第７条に規定する48万８千円に当該加算金の額１万２千円を加え、50万円を支給することとする。	記 （略） また、当該加算金の金額の変更に伴い、令和４年１月１日以降の出産（在胎週数第22週以降の出産に限る）に係る出産育児一時金については、健保令第36条又は船保令第７条に規定する40万８千円に当該加算金の額１万２千円を加え、42万円を支給することとする。

別紙２

保保発 0811 第１号
令和３年８月 11 日
一部改正　令和５年３月 30 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省保険局保険課長
（　公　印　省　略　）

健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び
船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第222号）については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」（令和３年８月４日保発0804第７号）において、令和４年１月１日に施行される旨通知されたところである。

今般、改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令（昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。）第７条における「協会が定める金額」について下記のとおりとしたため、その運用に当たり十分に留意の上、改正内容等について周知を図る等、遺憾なきを期されたい。

なお、「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発1127第１号及び第３号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発1127第２号）は令和４年１月１日をもって廃止する。

記

出産育児一時金の金額については出産育児一時金及び産科医療補償制度の掛金（以下「加算額」という。）を合計した額とされているところ、当該加算額については、健保令第36条及び船保令第７条において、病院、診療所、助産所その他の者であって同条に掲げる要件を満たすもの（※）において出産したことが認められた場合に「３万円を超えない範囲内で保険者が定める金額」が支給されることとされている。

※　公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する病院、診療所、助産所その他の者（以下「病院等」という。）をいう。

当該加算額の金額（３万円を超えない範囲内で保険者が定める金額）については、機構が運営する産科医療補償制度における掛金(在胎週数第22週以降の出産(死産を含む。以下同じ。）の場合に発生）の額を基準として設定しているところ、今般、当該掛金の額が令和４年１月１日以降の出産より１万２千円となることから、当該加算額の金額については１万２千円を基準とする。

また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第23号）の施行に伴い、令和５年４月１日以降の出産（在胎週数第22週以降の出産に限る）に係る出産育児一時金については、健保令第36条又は船保令第７条に規定する48万８千円に当該加算金の額１万２千円を加え、50万円を支給することとする。